

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

岐阜厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月20日から24年5月26日まで

A社では、上司によく叱られ勤めるのは無理だと感じ、無届欠勤のまま辞めてしまった。その後は家を出て、叔父を頼ってB市へ来ており、脱退手当金をもらった記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和24年5月26日当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件は、申立人の厚生年金保険被保険者期間が5年未満の33月であり、かつ、申立人が死亡者ではないことから、「被保険者期間6月以上20年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため資格喪失した時」と考えられる。しかし、申立人は、「退職理由は、現場の責任が重く、上司によく叱られたためであり、婚姻のためではない。」と供述しており、戸籍謄本からも26年8月まで婚姻及び分娩の記録は確認できないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていないものと考えられる。

また、申立人に支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と相違しており、その原因は不明である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岐阜国民年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年9月まで

昭和57年4月に母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は毎月、B金庫で納付した。母親の覚書には、年金に関することも記載されており、「昭和57年4月国民年金加入する」の記載がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が現在所持している1冊の年金手帳（三制度共通。昭和49年以降に使用）について、昭和57年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行った際に交付を受けたと述べているが、当該年金手帳に「C」のゴム印が押されていることから、59年に設立されたD社会保険事務所（当時）で発行されたものと推認でき、申立内容が不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年12月頃に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直後の57年10月から58年3月までの国民年金保険料が59年12月22日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたと推認でき、その時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親に聴取しても、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等の詳細が不明である上、申立人から提出された覚書は主に慶弔関係のことが記載されており、昭和58年9月の欄に「E(申立人の母親)国民年金掛け終わる満*歳」との記載があるが、申立人の母親が*歳になるのは、59年であることから記載内容が不自然であり、覚書の記載内容により、その母親が申立人の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 943

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

国民年金に加入していなかったため、昭和41年頃、妻がA市役所で加入手続を行った。手続後に妻から、「私が会社を辞めたところまで遡って加入し、納付期限が過ぎていた保険料をまとめて納付した。」と聞いた。その後は、妻が婦人会の集金で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その妻に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月頃に夫婦連番で払い出されている上、44年4月から45年3月までの国民年金保険料が遡って納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃に行われたと推認でき、当該時期は、第1回特例納付の実施期間内であることから、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付することは可能であるが、申立人の妻は、納付した金額についての記憶が無く、夫婦併せて納付したとするその妻についても、申立人と同様に申立期間は未納期間であることから、申立期間について納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

昭和41年3月に会社を退職後、半年くらいたった頃だと思うが、A市役所で国民年金の加入手続を行った。私が会社を退職した時まで遡って加入し、納付期限が過ぎている保険料については、まとめて納付した。当時は、夫も国民年金に加入していなかったため、夫婦一緒に手続し、納付した。加入後は、婦人会を通じて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月頃に夫婦連番で払い出されている上、44年4月から45年3月までの国民年金保険料が遡って納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃に行われたと推認でき、当該時期は、第1回特例納付の実施期間内であることから、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付することは可能であるが、申立人は、納付した金額についての記憶が無く、夫婦併せて納付したとする申立人の夫についても、申立人と同様に申立期間は未納期間であることから、申立期間について納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年6月まで
20歳になった昭和48年頃、夫が国民年金の加入手続をし、その後は主に夫が金融機関で夫婦の保険料を一緒に納付していたと思う。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していない。

また、申立人及びその夫から聴取しても、共に申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、20歳になった昭和48年頃、夫が国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月頃払い出されており、その時期を基準とすると、申立期間のうち一部の保険料は時効により納付できない。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
当時は大学生で加入するように通知が来たため、平成3年4月頃に母親がA市B区役所で加入手続をして、納付したはずだ。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に母親がA市B区役所で加入手続をして、納付したはずだと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年4月頃に払い出されたことがC県D郡E町の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人の母親は、「A市で国民年金の加入手続をした記憶は無く、申立人が就職でC県に在住した直後に、申立人から、学生時代の2年分の国民年金を納付するためのお金を送ってほしいと電話があり、20数万円送金したので、申立人が納付したはずである。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成4年4月から6年3月までの保険料が同年5月23日に過年度納付されているが、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、当該保険料額は24万2,400円であること、及び上記の母親の供述から、申立人が、納付したはずだと述べている保険料は、この過年度納付の保険料のことであると考えても不自然ではない。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から32年2月15日まで
昭和32年2月15日に結婚のためにA社を退職するとき、退職金や脱退手当金等の支給は一切無かった。退職してから結婚するまでの2か月間は準備のため多忙な毎日だった。平成7年か8年頃、社会保険事務所(当時)に年金受給手続に行った際、脱退手当金が支給されていたことを知ったが、私はもらった事実が無い。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された、昭和32年3月28日当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月10日から42年4月30日まで

A市B区C町にあったD社を昭和34年6月に一度退職したが、半年くらい後に、同社に旧姓の「E」で再入社した。その後、二人目の子どもの妊娠が分かり退職した。脱退手当金を受け取った覚えが無いので、何回も社会保険事務所(当時)に行ったが、話を聞いてもらえなかった。今回このはがきを受け取り、すぐに年金事務所に行き申立てをした。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年8月16日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、D社において、厚生年金保険の加入記録がある全ての女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格がある19名を調査したところ、13名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 2 日から 23 年 6 月 1 日まで
② 昭和 24 年 2 月 10 日から同年 5 月 28 日まで

申立期間①、②について脱退手当金の手続をした覚えも無いし、もらった記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間前の期間と申立期間の2回の脱退手当金の記録があり、資格期間、支給金額、支給年月日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和24年11月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前の期間であることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
専門学校を卒業した後、A店にあったB社に勤めたが、当時は会社の方針として、社会保険に加入していた。私は結婚を契機に退職したが、申立期間に同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、既に廃業しており、当時の関連資料は保存されていないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の事務担当者及び複数の同僚は、「当時のB社の縫製担当者の給料体系は固定給ではなく、出来高制であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立人と同じ縫製の業務を行っていたと記憶する複数の同僚には、同社における被保険者記録は無く、さらに、当時、縫製担当者で同社において被保険者資格を取得している者は、一人のみであることが確認できる。

加えて、C社及び親会社であるD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 36 年 7 月 1 日まで
学校を卒業した昭和 32 年 3 月 20 日に A 社（現在は、B 社）に入社した。当該事業所は、入社時において、厚生年金保険の適用事業所であったにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 36 年 7 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 3 月 1 日に資格取得している同僚は、「当時、社会保険の加入は希望者だけであった。」と供述している上、申立人及び同僚が記憶している従業員の人数は、厚生年金保険の被保険者数より多いことから、当該事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B 社の事業主は、「当時の資料は何も無く、事業主も死亡しているため、事業所が昭和 41 年 1 月 11 日に法人となる前の従業員の社会保険の適用については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。